

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)
たるときは、その翌日

目 次

- ◇ 告 示 県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)
公共測量の実施(管理課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
建築基準法による道路の位置の指定(建築課)
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 告 土地収用法による審理の開始(管理課)
土地収用法による審理の開始等に係る公示による通知()
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第四百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営中山間地域総合整備東郷地区農業用排水、農道整備、区画整理、ため池等整備及び客土)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年七月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百八十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本道路公団中国支社鳥取工務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量(道路計画図作成)

二 作業期間 平成十年七月七日から同年十月十五日まで

三 作業地域 八頭郡河原町、用瀬町及び智頭町

鳥取県告示第四百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年三月二十五日 鳥取県指令鳥土維第千六百七十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町宮下一一四一一

佐々木英紀

鳥取県告示第四百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成十年七月三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成十年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市和田東町一八三一一 株式会社オーターハウス 代表取締役社長 西原清寿	道路の位置の指定場所 東伯郡羽合町大字田後字 小砂子六一二一四	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇メートル 延長 五七・二四メートル
---	---------------------------------------	---

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年七月七日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一 日時 平成十年七月九日（木） 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

2 その他

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成10年7月7日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 明

1 期 日
平成10年7月28日(火) 午前11時30分

2 場 所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎9階 第27会議室

3 件 名
一般国道180号改築工事(米子バイパス・米子市陰田町地内から同市新山地内まで)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による通知を受け取るべき土地所有者が不明なので、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、土地所有者はいつでも通知の保管場所まで通知を受け取ることができる。

平成10年7月7日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 通知の題名 (1) 裁決申請事件に係る審理の開催について
(2) 明渡裁決の申立てに係る意見書の提出について

2 裁決申請に係る土地 米子市陰田町1727及び1779

3 通知の保管場所 鳥取県収用委員会(鳥取県土木部管理課内)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
区 分 経 験 者 講 習	平成10年8月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市靴町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、 黒坂の各警察署の管内に居 住する者
	平成10年8月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村の各警察署の管内に居 住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千三百円（送料を含む。）】